



<p>⑦ 関係機関との連絡調整</p> <p>⑧ 前各号に掲げるもののほか、会員の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務</p> <p>(苦情処理業務)</p> <p>第3条 前条①の苦情処理業務は、「個人情報の保護に係る苦情処理規則」第2条に定める苦情相談室が行う。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1. この規則は、協会が個人情報の保護に関する法律第37条第1項の規定に基づき個人情報保護団体の認定を受けた日から施行する。</p> <p>2. 平成17年3月23日理事会決議「個人情報の保護に関する取扱指針」は、この理事会決議による個人情報保護指針とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成19年10月24日)</p> <p>この改正は、定款について主務大臣の認可を受けた日(平成19年9月30日)から施行する。</p> <p>(注) 改正条項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 第2条を改正。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成29年5月24日)</p> <p>この改正は、平成29年5月30日から施行する。</p>	<p>法47条1項3号</p> <p>法47条1項3号</p> <p>法47条1項1号、法52条</p> <p>(注)</p> <p>法:個人情報の保護に関する法律</p>
--	--

<p>(注) 改正条項は、次のとおりである。 第1条を改正。</p>	
--	--